



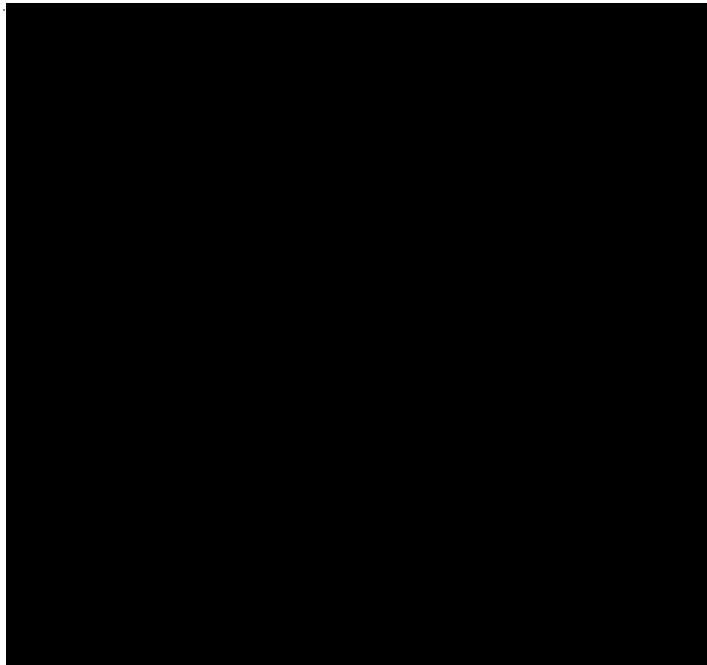
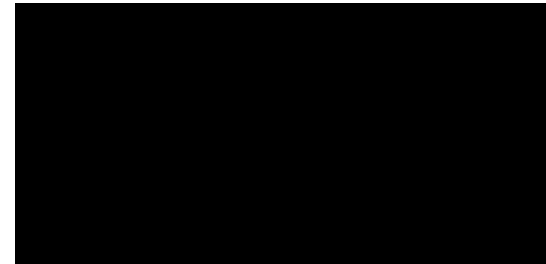
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人全国食支援活動協力会

団体代表者 役職・氏名

代表理事・石田淳子

分類

既存採択団体

法人番号

7010905002703

団体コード

申請団体の住所

東京都世田谷区上用賀6丁目19番21

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

東京都世田谷区上用賀6丁目19番21

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

- 4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体		資金分配団体				
資金分配団体	事業名（主）	「食支援を通じた官民協働による物流支援構築プロジェクト」				
	事業名（副）	企業側の負担を軽減しながらも食料品を安定的に提供するための集約型による物流システムの開発事業				
	団体名	一般社団法人全国食支援活動協力会	コンソーシアムの有無	なし		
実行団体団体	事業名					
	事業名（副）					
	団体名					
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業				
事業の種類2						
事業の種類3						
事業の種類4						

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○ (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
⑨ その他	
○ (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
④ 働くことが困難な人への支援	
○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
⑥女性の経済的自立への支援	
⑨ その他	
○ (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
○ ⑨ その他	
その他の解決すべき社会の課題	食品企業からの未利用食品等の寄付の促進と寄付食品の全国への安心、効率的かつ安定的な供給

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
2.飢餓をゼロに	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	企業が提供する未利用食品を全国に配分するために「ミールズ・オン・ホイールズロジシステム」の取り組みを推進している。各地では食のある居場所づくり団体を通じて、子供から高齢者まで「食」を通じたコミュニティの醸成に寄与している。詳細は https://www.mow.jp/mow-ls/index.html をご参照ください。
9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	誰もが食品にアクセスできるインフラを整備するには、所得格差や公共交通（移動）整備の状況や地域経済の格差等によって誰もが等しく食品を入手することは難しい現状がある。こうした状況に対して、地域課題や地域内外のアセット（地域資産）を集約する機能を有するだろう「食のある居場所」づくり活動団体が持続可能な支援拠点になるために助成情報や活動ノウハウの提供、また全国的な食料配分システムにて活動のバックアップを推進している。

12.つくる責任つかう責任	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	企業の所有する未利用食品を全国に配分する「ミールズ・オン・ホイールズロジシステム」に取り組んでいる。活動を開始以来これまでの寄贈実績は約1757t以上。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	行政・市民・企業等が持つ資源を協働して居場所づくり推進のために投入し、多様な経験やスキルを持つ人々の参画を促す。これにより、持続可能な居場所づくりに向けた協働のプラットフォームが育まれる。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
・子どもから高齢者まで住民参加による食事サービスや在宅福祉サービス活動の発展を願い、全国で活動する団体や個人がつくる連絡組織として活動の普及とサービスの質向上を図る。 ・子どもから高齢者まで地域住民が安心して通える地域の居場所を充足させ、社会的孤立を軽減する。 ・子どもを含む多様な世代の食生活をめぐる問題の軽減、改善を目指す。 ・自立した食習慣を身につけることができるよう、子どもの成長を支援する。	
(2)団体の概要・活動・業務	196/200字
住民主体で取り組む食支援活動団体の中間支援組織として活動。 (1) ネットワーク形成支援（連絡会議の開催、多機関の協働を推進する「食でつながるフェスタ」開催支援）／企業等支援団体とのマッチング等 (2) 啓発・研修・情報発信（運営・教本の作成、研修開催・講師派遣）等 (3) 相談窓口の設置・助成制度や関連機関の紹介等 (4) 食を通じた居場所の重層的支援として、全国・地域レベルの中間支援組織の連携	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期						全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
	(開始)	2025/11/1	(終了)	2029/3/31	対象地域			
直接的対象グループ	食支援活動を支援する圏域で活動する中間支援組織（NPO・こども食堂ネットワーク・社会福祉協議会・公益法人・フードバンク・社会福祉施設等）を通じて、食支援活動を行う団体					(人数)	当会と連携する食糧支援のコーディネーターは全国37都道府県で80地域。こちらに登録している食支援団体は約3000団体。 1コーディネータが活動する圏域（3000÷80地域）の食支援団体は約37団体×対象地域3地域（3実行団体※予）＝111団体	
最終受益者	食支援活動団体の被支援者					(人数)	1団体の利用者を50～100名と想定すると、50(100)名×111団体＝5,550名～(11,100名)が対象と考えられる。	

事業概要	本事業は、企業の未利用食品や寄贈食品が安定的に食支援団体に流通するために、食品提供企業・物流企業等複数の企業と中間支援組織とが協働してつくりあげる物流の効率化を推進する「集約型物流支援システム」を開発する。 1. 集約型物流支援システムの推進に向けた検討会の開催 物流企業、倉庫等複数の事業社間連携による広義の流通提供者、食品製造企業他食品提供企業、フードバンクや社協等の中間支援組織等で構成される検討会を設置し、下記の体制について協議する 【検討事項】※想定案 ・寄贈食品を受け入れるための物流倉庫の確保 ・寄贈食品を広域で受け入れる一時拠点（中核ロジ）の創出 ・圏域における物流ルートの確立 ・商品特性（常温・冷蔵）に応じた食品寄贈ルートの開発 2. 寄贈食品の効率的な配送モデルの試行 全国企業から寄贈食品を送付し、実行団体の対象地域において配送するルートの確立を前提にした物流システムの検証を図る。本実証の結果をもとに、未利用食品の供給体制構築と物流コストを示すことで社会インフラを各地に推進する際の基礎的な資料を作成する。 3. 研修会、説明会の開催 企業からの食品寄付を安全に実施するために、食支援団体・行政・社協他関係者等を対象に研修会の開催を予定。 ・安全な食品寄贈を進めるために～食品寄贈ガイドライン等の理解 ・寄贈食品のトレーサビリティとロジシステムについての基礎的な理解、他
597/600字	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	994/1000字
「食品ロス削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）は、食品ロスの削減を推進するための法律においては、企業に対して食品ロスの削減に向けた取り組みを促すことを目的に、食品ロスの把握と測定、食品ロスの削減計画の策定、従業員の教育・訓練、協力体制の構築等の対策を講じることが求められた。合わせて、「まだ食べることができる食品（未利用食品）については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要」とされるなど、環境保護や社会的責任の実現にも寄与することを目指している。企業が有する未利用食品を削減するボトルネックとなっているのは配送コストと寄贈先とのマッチング等の課題がある。 全国規模の食品企業が未利用食品の供給を行う際、フードバンクや子ども食堂等活動団体が集中する大都市（関東・中部・関西・福岡）では送料負担が少ないことから寄贈（供給）が進む一方で、その他の地域（北海道・中四国・沖縄含む九州南部）では配送コストや団体との交渉等調整における負担感が大きいことから寄贈対象地域としては消極的に捉えられている。また昨年12月に消費者庁より、「食品寄贈ガイドライン」が公表された。ガイドラインでは安全な食品寄贈を推進するためには、企業・中間支援組織・フードバンク・子ども食堂等食支援活動団体に寄贈食品に関するトレーサビリティの共有化が求められている。しかしながら既存のフードバンクへの公的支援は、各自治体、都道府県毎に推進していた影響があり、システム（API）の互換性が進んでいない。本事業への提案は、前段の物流の集約化と全国一律への食品寄贈の調整を念頭にしたWEBシステム活用による、企業からの寄贈を全国に安定的に配分するための物流支援に着目したシステムを開発する。 ○現状の課題について 企業・・・全国的に食品寄付を行うための社内体制が不十分であり、集約化によるメリットが社内でも共有（認知）されていない。 中間支援組織・社協・・・行政エリアを超えた寄贈のシステム連携ができていない。また食品を取り扱う際の情報・仕様の共有化ができていない。 倉庫他物流事業者の参加協力の推進・・・自社のインフラを用いた具体的な参加方法と社会貢献活動への理解と参加を促すしくみづくりが望まれる	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	197/200字
●物流の効率化 国土交通省では担い手不足と物流の効率化に注力し、物流拠点の集約化や無人配送の実験なども行われている。 ●未利用食品の削減に向けた取り組みについて 農林水産省や他省庁は、賞味期限の適正表示や「てまえどり」等の啓蒙活動やフードバンク支援、また消費者庁では食品寄贈のガイドラインを策定している。 ●ひとり親等食事支援事業 こども家庭庁では、こども食堂を通じた助成支援を実施している。	

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	199/200字
コロナ禍からスタートした「ミールズ・オン・ホイールズ・ロジシステム（MOWLS）」という企業からの食糧寄付を団体につなげる（配分）ための仕組みづくりを推進している。2020年度通常枠「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」以降、現在は全国80か所のロジ拠点、その下にあたる全国310か所のハブ拠点を構え、全国36都道府県で3,000か所程度の食支援団体に寄贈食品を届けられるシステムを推進している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	198/200字
2020年の通常枠の事業では、域内の食品の分配機能に着目してきたが、現在は企業からの多種大量な未利用食品の供給ができる全国域の物流システムの体制の整備が求められる。そのためには食品企業や各種団体が安全、かつ負担の少ない形で配送できる物流システムの整備とトレース機能を有するWEBシステムを活用することで、①全国規模の拡大、②企業協働の促進、③継続的な社会インフラ改善と拡張を図るための試行となる。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
企業からの寄贈食品が地域内外から持続可能かつ効率的に届けられるような仕組みが事業終了後も継続的に運用されている

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体の実施対象地域で地域内外の企業などからの寄贈品を持続可能かつ効率的に届けられるような仕組みができている		食品寄贈の物流システムが機能しているのか ・寄贈の実証 ・ロジハブ先駆事例のモデル視察、他		はじめはなし			実施対象地域で域外から域内への物流（倉庫・配送）が確保され継続的に食品寄付を行うことができる体制
実行団体の実施対象地域で企業・行政などの多様なセクターに対して食品寄付に資するロジシステムの理解が促進され重要性が共有されている		WEBシステムの導入状況 物流システムを構築する際の人的リソースの拡充に伴う変化→研修会の開催		上述			実施対象地域における食支援活動団体まですべてWEBシステムを導入しており、寄贈主によって寄贈先のトレースが可能となっている状態

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が安全で効率的な寄贈の受入体制を構築できている		寄贈食品を分配するためのコーディネーションが機能している ・広域協議体の形成と検討会の開催 ・食品を安全に保管するための環境整備 ・全国企業等からの寄贈食品・物資のマッチング、他		はじめはなし。もし実績がある地域ならばそこからカウントする			実行団体のコーディネーションにより域内より安全かつ効率的に食支援活動団体へ食品が寄贈されている状態
実行団体の実施対象地域において企業・行政などの多様なセクターとの効果的なコミュニケーションや協働が促進される		関係者が対話するための会議体が形成されると共に価値について広報がされている ・広報ツール作成 ・現地訪問 ・アドバイザーの派遣 ・企業や団体への働きかけ、他		はじめはなし。			実行団体によって形成された会議体が事業終了後も継続されている状態

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
地域内外からの寄贈の受入れの実証	検討会での議論を通じて年4回以上の実施	16/200字
企業へロジハブ活動における寄贈・一時保管・物流支援を呼び掛けることを目的とした説明会の開催	年2回	45/200字
行政・社協などを対象としたロジハブ活動の広報・周知を目的とした説明会の開催	年1回以上	37/200字
食支援活動団体を対象としたロジハブ活動従事者の養成を目的とした研修会の開催（システム登録の呼び掛けなど）	年1回以上	52/200字
他地域におけるロジハブ先駆事例のモデル視察	年1回以上	21/200字
実行団体実施対象地域での会議体の開催（構成メンバー：食品企業、物流企業、行政・社協等の中間支援組織、フードバンク等活動団体など）	年4回以上の実施	64/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
未利用食品を実行団体の実施対象地域で受け入れるための体制を検討するための全国規模会議体の設置と検討会の開催（構成メンバー：食品企業、物流企業、行政・社協等の中間支援組織、フードバンク等活動団体など）	実施後すぐに協議体の設置/年4回の開催	99/200字
食品寄贈システムMOWLS（ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム）WEBシステムの導入マニュアルの提供、問い合わせの対応	実行団体採択後随時	62/200字
食品を安全に保管するための環境整備として冷蔵ストッカー・蓄冷材・冷蔵冷凍庫等の提供	実行団体採択後随時	41/200字
こども食堂あんしん手帖の提供	実行団体採択後随時	14/200字
全国企業等からの寄贈食品・物資のマッチング	実行団体採択後随時	21/200字
広報ツール（のぼり、マグネット、ステッカー等）の開発・提供	実行団体採択後随時	29/200字
ロジックモデル作成支援を行い、作成したロジックモデルを関係者と協議できるように支援する	事前・中間・事後評価実施時	43/200字
実行団体との定例の個別MTGの開催	毎月1回開催	17/200字
資金分配団体が主催する催事やホームページ、SNSにおける実行団体の取組みの紹介・発信	随時	42/200字
現状と課題を把握することを目的とした現地訪問および企業連携のための会議やアドバイス支援のためのアドバイザーの派遣	随時	56/200字
大量寄贈とその食品保管の協力・ロジハブへの協力を企業や団体に働きかける	随時	35/200字
実行団体が開催する説明会・研修会などへの登壇および講師派遣	随時	29/200字
活動周知と従事者養成を目的とした研修会の開催	毎年1回開催	22/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	WEB媒体やマスコミなどを活用して積極的に成果を広報する。事業進捗などについてはHP・SNSによる広報、イベント開催時は地域の関係機関や報道機関に呼びかけるほか、当会のメール会員（1,270人）、正会員（123個人・団体）、連携80中間支援団体にに対し事業を発信する。中間報告会、成果報告会を開催する他、必要に応じ関係各省庁より支援スキームの広報協力を要請する。	180/200字
連携・対話戦略	企業へは1%クラブやフィランソロビー協会、JANPIA、日本惣菜協会、冷蔵倉庫業経営者協議会と連携し、実行団体が接続できる関係機関を豊かにする。行政へは関連省庁と連携し、各県の複数課に対して事業説明会を開催し、複数県域の市町村レベルへ情報が伝わるように進捗報告・勉強会を開催し対話を重ねていく。	147/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	本事業は食品提供企業、物流企業、倉庫他流通関係のインフラ企業、行政、中間支援組織等NPOとの協働に基づく活動になる。企業は本来の事業活動をベースに未利用食品の削減による廃棄コストの圧縮、物流企業は既存の物流システムを活用することで新たなコストが極力発生しないような企業間連携を推進する。合わせて本システムの有用性についての社会的な理解を得るために、従来の物流コストと本事業で発生するコストとを比較し、コストと負担の在り方について協議するための素地づくりと社会イフラとしての有用性について認識を共有する。こうして合理的だと社会で認知されるようになることで、1)食品寄贈に取り組む企業が新たに参加する、2)物流関連企業は社会貢献企業として認知され、食品寄贈に係る費用と負担の在り方がきちんと議論されることで持続可能なシステムとなることが期待される。	374/400字
--------	--	----------

実行団体	実行団体が活動圏域の企業とだけで構築するしくみづくりではなく、資金分配団体と連携しながら構築するプロジェクトなので、全国企業や他地域の拠点、支援先であることも食堂やつながることで関係資本は増大する。関係資本を評価いただけるように活動報告会や活動広報を図ることで活動の価値の可視化を図ることが肝要となる。特に本事業では社会インフラとしてコストと、実行団体が果たすコーディネート の有用性に対する理解が会議や行政を含めた会議構成員が認知・理解することが支援の継続性に求められる要因として考える。	244/400字
------	---	----------

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果		784/800字
「事業計画書」の一部を非公開とした。(JANPIA)		
1) 2002年～2020年度	「地域支え合い活動助成プログラム」審査	
2) 2010年～現在	「配食用小型電気自動車寄贈事業」団体推薦	
3) 2017年～現在	「食を通した居場所づくり助成」運営事務局受託	
4) 2019年～現在	yahooネット募金プロジェクトオーナー：寄付サイトの運営（現在に至る）	
5) 2020年～現在	冠基金「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事務（現在に至る）	
6) 2020年度	冠基金「食を通して子どもの笑顔をつなごう」助成事務（現在に至る）	
7) 2020年度	共に支え合う地域社会づくりへの功績として、厚生労働大臣賞を受賞	
8) 2021年度	厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等子どもの食事等支援事業」中間支援法人として助成事務	
9) 2021年度～2023年度	厚生労働省補助事業・こども家庭庁「ひとり親家庭等子どもの食事等支援事業」中間支援法人として助成事務協を受託	
10) 2023年度～現在	「食を通した居場所づくり応援プロジェクト」助成事務局を受託	
11) 2025年度～農水省「企業連携を促す食品寄贈のシステム構築事業概要（令和6年度補正予算 農林水産省 未利用食品供給体制構築緊急支援事業）		
住民参加による地域福祉促進の活動や子どもの居場所づくり支援の活動に対し、案件発掘から助成事業の企画、助成事務運営までを企業・財団と協働で行っている。本会は草の根の実践団体と距離が近く、現場団体や運営者の抱える課題・ニーズを熟知しているという強みがある。		
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等		410/800字
1) 食支援活動団体への食料品などの寄贈に関わる伴走支援		
食を通した地域の居場所づくり活動の安定運営を目的にMOWLS（ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム）を推進。2023年度は27企業・団体が本仕組みに対して食品の寄贈や資金的支援、仕組みづくり支援に参画しており、こども食堂など居場所へ525tの寄贈を分配した。MOWLSは、大量の食糧を保管・コーディネートできる機能を有する全国80か所のロジ拠点、その下にあたる全国310か所の中核ロジ拠点（大型倉庫）・ハブ拠点を構え、全国36都道府県で3000か所程度の食支援団体に寄贈食品を届けられるシステムを推進している。 また、2020年度通常枠「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」において北海道、長野、鳥取、山口の4地域において域内・域外の大量寄付食品を効率的かつ適切にストック・シェアするための物流ネットワークの構築に取り組み、4地域でリソースの集約化を行った。		

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体	136/200字
(2)実行団体のイメージ	圏域で活動する中間支援組織（社協含む）、フードバンク・生活困窮の自立支援に関わる団体、ネットワーク組織などで、エリアは全国を対象とするが、特に物流に課題のある地域を想定。既存のロジハブ活動でコーディネートを担当している80地域（36都道府県）の団体も対象団体として想定する。	
(3)1実行団体当り助成金額	1実行団体あたり4,300万円（上限）を想定	22/200字
(4)案件発掘の工夫	「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議メンバー（全国母子生活支援施設連絡会、子育てひろば全国連絡協議会、住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会 MOWLS）参画団体（ロジハブ拠点約310団体・36都道府県、コーディネート80地域）、住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会、全国コミュニティ財団協会、全国社会福祉協議会に広報を依頼する。また既存で助成した休眠預金事業で実績のある実行団体にも参加を促す。	200/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等

・実施体制・・・内部4名、外部1名：企業や全国組織との連絡調整、事業進捗管理、伴走支援

・マネジメント体制・・・事業統括1名

・経理体制・・・経理主担1名、補佐2名

・PO体制・・・PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算）内部3名、PO補佐（PO業務のアドバイスなど）外部1名

・評価体制・・・先生 1名

・専門性・・・食品企業や物流関係企業、公益財団などに本プロジェクトにおける専門的な知識を有する委員としての参画を依頼する

(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定

人数	内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
4	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
	既存PO人数	3	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	

※資金分配団体用

(3)ガバナンス・コンプライアンス体制

法令遵守規程（令和元年5月19日施行）に基づき、助成事業実施の運営を行う。法令遵守責任者は、法人全体の法令遵守体制確保のため、役職員に対し、コンプライアンスの周知徹底、遵守における問題点の抽出、チェック、評価を行い、法人に於ける法令遵守の総責任者としての役割を担う。法令遵守責任者は、コンプライアンス上の問題が発生した場合は、検討会議を開催し問題の解決、処理等の対応にあたる。

(4)コンソーシアム利用有無

なし

241/300字

189/200字

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/11/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	「食支援を通じた官民協働による物流支援構築プロジェクト」	
	団体名	一般社団法人全国食支援活動協力会	

	助成金
事業費	151,620,000
実行団体への助成	129,000,000
管理的経費	22,620,000
プログラムオフィサー関連経費	31,255,000
評価関連経費	6,120,000
資金分配団体用	4,620,000
実行団体用	1,500,000
合計	188,995,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	10,128,000	47,011,000	47,203,000	47,278,000	151,620,000
実行団体への助成	9,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	129,000,000
－					
管理的経費	1,128,000	7,011,000	7,203,000	7,278,000	22,620,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	7,255,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	31,255,000
プログラム・オフィサー人件費等	1,432,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	16,432,000
その他経費	5,823,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	14,823,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	1,917,500	1,670,000	2,532,500	6,120,000
資金分配団体用	0	1,417,500	1,170,000	2,032,500	4,620,000
実行団体用		500,000	500,000	500,000	1,500,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	17,383,000	56,928,500	56,873,000	57,810,500	188,995,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	2,000,000	98.7%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人全国食支援活動協力会	
郵便番号		158-0098	
都道府県		東京都	
市区町村		世田谷区	
番地等		上用賀6丁目19番21号	
電話番号		03-5426-2547	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://mow.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/mowjapan/	
		https://www.facebook.com/kodomoshokudo.supportcenter/	
設立年月日		1986/05/01	
法人格取得年月日		2013/05/31	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イシダ アツコ
	氏名	石田 惇子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	10
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	6
常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	123
団体正会員 [団体数]	123
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	1,270
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	1,270

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	166件（2024年度実績）
申請前年度の助成総額 [円]	133,776,599円（2024年度実績）
助成した事業の実績内容	毎日新聞東京社会事業団冠基金「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事務 グリコバイグリコ（日本NPOセンター） 令和6年度補正予算こども家庭庁「ひとり親家庭等子どもの食事等支援事業」 休眠預金事業2022年度通常枠「多世代が食でつながるコミュニティづくり」 休眠預金事業2023年度緊急枠「相談機能付き食支援体制整備事業」

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	●2020年度日本財団助成「子ども食堂と企業の食品寄付をつなぐ情報システム構築」 ①在庫や食品取扱の記録・閲覧機能、品質衛生管理、受取履歴等を管理する食品寄付情報システムの開発②システム開発に向けた検討委員会の開催、現地調査③システム普及に向けた説明会の開催に取り組んだ。システムは現在も寄贈時の連絡・調整・記録手段として活用されており、現在約1100団体が登録している。 ●令和5年度こども家庭庁 [ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業] ①助成事業 困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、事業実施経費を助成する。 ②活動支援事業 困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、活動に使用する食品を提供。(株)高島屋に本事業用の食品購入サイトを用意いただき、申込団体が付与された金額内の食品をサイト上で購入する方法で実施。 ●令和5年度こども家庭庁「見守り体制強化促進のための広報啓発事業」 地域の「食」に関連する活動を通じた要支援児童等に対する見守り体制の構築に寄与することを目的とし、こども食堂等、子どもに対する食や居場所、学習機会等を提供する活動団体のうち、先進的に見守り・個別支援に取り組んでいる好事例を調査・集約するとともに、子ども食堂等の活動団体や中間支援団体等に対し、学習会等の開催を行いその好事例を伝播した。 ●篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム 「困ったときの相談先」HPのQRコードを記載したQUOカードを250枚制作。子どもの居場所に置いておき、何か困った時に子どもにお渡しできるよう全国23団体へ配布した。 ●農林水産省「フードバンク活動支援：フードバンク活動団体の先駆的取組支援」 ①「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」広報資料作成 プロジェクト周知のための広報資料（チラシ等宣伝材料）を作成した ② ロジシステム（WEB）の機能追加・改修 ロジハブシステムにおいて調整・分配を担っているWEBシステム（稼働中）についてユーザビリティを改善させるために一部機能の追加・改修を行った ③ 地域ネットワーク形成のための打ち合わせ ロジハブシステム導入について相談があった地域に対し、対面／オンラインにて打ち合わせを行った。

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択	一般社団法人全国食支援活動協力会	こども食堂サポート機能設置事業
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	一般社団法人全国食支援活動協力会	食の物流ネットワーク整備プロジェクト
3	2020年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択	一般社団法人全国食支援活動協力会	こどもの居場所づくり応援事業 持続可能な地域活動援助モデル構築事業
4	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	一般社団法人全国食支援活動協力会	多世代が食でつながるコミュニティづくり
5	2023年度	緊急枠	資金分配団体に採択	一般社団法人全国食支援活動協力会	相談機能付き食支援体制整備事業
6	2025年度	通常枠	資金分配団体に申請（予定）	一般社団法人全国食支援活動協力会	食支援を通じた官民協働による物流支援構築プロジェクト
7	2025年度	緊急枠	資金分配団体に申請（予定）	一般社団法人全国食支援活動協力会	相談機能付き食支援体制強化事業
7					

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	「食支援を通じた官民協働による物流支援構築プロジェクト」
団体名:	一般社団法人全国食支援活動協力会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第18条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第19条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第19条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第19条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第22条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第22条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第25条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第41条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款細則	理事の構成に関する規程(1)	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款細則	理事の構成に関する規程(2)	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第36条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第38条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第38条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第38条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第37条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第41条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第44条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第41条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第37条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第29条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員等に関する報酬・費用弁償等規程	第7条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員等に関する報酬・費用弁償等規程	第4条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	法令遵守規程	第6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止対策に関する基本方針	第1項～第8項
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程 別紙	別紙 利益相反等の禁止及び利益相反を防ぐ措置(3)
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程、倫理規程 別紙	第6条1.2、別紙 利益相反等の禁止及び利益相反を防ぐ措置(2)
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程、倫理規程 別紙	第6条3、別紙 利益相反等の禁止及び利益相反を防ぐ措置(1)
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	法令遵守規程	第8条、第9条1
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	法令遵守規程	第9条2
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	法令遵守規程	第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第4条、第5条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第7条、第8条、第9条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局運営規程	第4条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局運営規程	第5条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局運営規程	第6条1.2
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局運営規程	第6条3、第11条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条、第3条、第13条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第9条、第10条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条、第8条、第9条、第10条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開・開示規程	第19条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条、第11条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条、第14、第16～24条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第4条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第17条2
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10条、第11条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第16条、第17条1
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第18～21条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第22～23条

一般社団法人 全国食支援活動協力会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国食支援活動協力会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の自発性と相互扶助の精神に基づいた非営利の食事支援を展開する団体に対し、事業活動が円滑に運営され、より一層の効果が挙げられるように連絡、交流、支援等の事業を行い、また地域福祉と健康の増進を結ぶために横断的で学術的な視点をもって産官学民のネットワークを推進することで、福祉の増進と豊かな地域福祉社会の形成に寄与することを目的とします。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、日本全国において次の事業を行う。

- (1) 食事サービス等地域福祉に関する社会参加活動組織の育成、援助及びその指導者の養成に関する事業
- (2) 食事サービス等地域福祉に関する調査、研究及び情報の提供に関する事業
- (3) 食事サービス等地域福祉に関する事業の実施、及び啓発に関する事業
- (4) 地域福祉に関し社会参加活動を行う内外の団体との交流、連携に関する事業
- (5) 高齢者の福祉、健康、生涯学習、生きがい作りの支援に関する事業
- (6) 高齢者の生活にかかる相談に関する事業
- (7) 世代間交流その他地域の相互扶助機能の活性化に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第5条 この法人は公益事業の推進に資するために、必要に応じて日本全国において次の事業を行う。

- (1) 会員間の相互扶助を推進するための物品等の斡旋事業
- (2) その他この法人の公益事業の推進に資するための事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により会員となった者をもって構成する。

(会員の種別)

第7条 この法人の会員は、次の二種とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

(2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 総正会員の同意があったとき。

(3) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 第9条の支払義務を2年（24ヶ月）以上履行しなかったとき。

(任意退会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前条第2号から第5号により会員の資格を喪失したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において正会員の半数以上が出席し、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を付し通知し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。
但し、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第14条 資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(種別)

第15条 この法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第17条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第19条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

第18条 定時総会は、毎年1回、その事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の場合には請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(定員数)

第21条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

- 2 正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第22条 社員総会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。この場合において、議長は、正会員として表決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選定する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選定することとする。

(書面議決)

第23条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、社員総会に出席したものとみなす。

2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が正会員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(種別及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1人を代表理事とする。代表理事以外の理事のうち、1人を専務理

事、若干名を常務理事とすることができる。

- 3 前項の代表理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事のうちより専務理事1名を選任することができる。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、常務理事会を構成し、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事及び監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、辞任した場合又は任期満了の場合においても、新たに選任した者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 役員にふさわしくない行為があったときは、第22条第2項の決議により解任することができる。

(報酬等)

第32条 役員総数の3分の1以下の範囲内で常勤の役員にはその職務執行の対価として

報酬を支給することができる。その報酬の額については、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 上記取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第34条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その他役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その場合、契約に基づく賠償責任の限度額は10万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第36条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回とする。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(権限)

第37条 理事会は、この定款に規程するもののほか、次の職務を行なう。

- (1) 社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
 - (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
 - (3) 前第1号、2号の他、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の監督
 - (5) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人・財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。
 - (6) 第34条第1項の規定による責任の免除

(招集)

第38条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第36条第3項第2号の規程による請求があったときは、その日から14日以内の日を臨時理事会の開催日とする招集を5日以内にしなければならない。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその通知をしなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、専務理事がこれに当たる。専務理事に事故あるときは常務理事が代行する。

(定員数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第41条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、当該利害関係を有する以外の出席理事の過半数の同意をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

- 第43条 理事、監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 第28条第3項の報告については、本条の規定は適用されない。

(議事録)

- 第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、代表理事、専務理事及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 財産及び会計

(基本財産の維持並びに処分)

- 第45条 公益目的事業を行なうために不可欠な基本財産に関しては、その適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 その全部若しくは一部について、やむを得ない理由によりこれを処分又は担保に提供する場合には、議決に加わることのできる理事の過半数が出席した理事会において、その4分の3以上の決議を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項については、理事会の決議により別に定める財産維持管理規定によるものとする。

(財産の管理・運用)

- 第46条 この法人の財産の管理・運用については、代表理事が行なうものとし、その方法については、理事会の決議により別に定める財産維持管理規定によるものとする。

(財産の種別)

- 第47条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、公益目的事業を行なうために不可欠な財産とし以下をもって構成する。
- (1) 公益目的事業のために保有し、移行の登記の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産として寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(経費の支弁)

- 第48条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第49条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、代表理事がその事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて入し、又は支出することができる。

- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 5 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第50条 代表理事は、事業年度ごとに次の書類により、この法人の事業報告および計算書類を作成し、事業年度終了後3ヶ月以内に附属明細書とともに監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会において第1号及び第2号はその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項第1号から第6号の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第51条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第52条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行なう場合も前項と同じである。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配禁止)

第54条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 本条に定める定款の変更において、公益目的事業の種類又は重要な内容の変更に係る定款の変更をしようとするときは、変更の認定を行政庁から受けなければならない。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項に係わる定款の変更を行なった場合は、遅滞なく行政庁に届出なければならない。

(合併等)

第56条 この法人は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 この法人が上記の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届出なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条の事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第58条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内にこの法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第59条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会及び部会)

第60条 この協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者等のうちから、理事会が選定する。

3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

- 第61条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を得て別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

- 第62条 事務所には、第50条に定める書類の他、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事の履歴書及び会員の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) その他法令で定める書類及び帳簿

第11章 情報公開

(情報公開)

- 第63条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する事項については情報公開規定を設け、それによるものとする。

(公告)

- 第64条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することによる。

第12章 雑 則

(委任)

- 第65条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款はこの法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の理事及び監事は、次ぎに掲げる者である。

代 表 理 事	石 田 惇子
理 事	坂 田 朱美
理 事	久 保 幸枝
理 事	熊 谷 修
理 事	小 林 房子
理 事	清 水 洋行
理 事	剣 持 英子
理 事	武 田 美江子
理 事	内 藤 佳津雄
理 事	平 野 覚治
監 事	中 島 智人
監 事	鶴 澤 章

- 3 設立時社員の氏名または名称、及び住所は次のとおりである。

石 田 惇子	
坂 田 朱美	
久 保 幸枝	
熊 谷 修	
小 林 房子	
清 水 洋行	
剣 持 英子	
武 田 美江子	
内 藤 佳津雄	
平 野 覚治	
中 島 智人	
鶴 澤 章	

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条の規程にかかわらず、設立の社員総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規程にかかわらず、設立の日から平成26年3月31日とする。
- 6 この法人の設立当初の会員の会費の額は、第9条の規程にかかわらず、以下に定めるものとする。ただし、任意団体「全国老人給食協力会」に既に1年分の会費を納入したもののについては設立当初の事業年度の年会費を減免することがある。

(1) 入会金

- ① 正会員 個人1口5,000円 団体1口10,000円 特別正会員1口30,000円
- ② 賛助会員 個人1口5,000円 団体1口50,000円

(2) 年会費

- ① 正会員 個人1口5,000円 団体1口10,000円 特別正会員1口30,000円
- ② 賛助会員 個人1口5,000円 団体1口50,000円

(1口以上)

以上、一般社団法人全国老人給食協力会設立のため、設立時社員石田惇子他11名は、本定款を作成しこれに記名押印する。

平成25年5月31日

設立時社員

石田 惇子

坂田 朱美

久保 幸枝

熊谷 修

小林 房子

清水 洋行

剣持 英子

武田 美江子

内藤 佳津雄

平野 寛治

中島智人

鶴澤 章

平成29年 6月11日 一部改正